



平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 岡林 博
問合せ先 執行役員 田崎 政己
(TEL (048)225-5311)

元取締役に対する責任追及の為の訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 16 日付「元取締役に対する責任追及の為の訴訟の提起に関するお知らせ」にて、お知らせしました訴訟につきまして、さいたま地方裁判所より下記のとおり判決の言渡しを受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

(1) 損害賠償について

当社は、平成 19 年 5 月 1 日に、約 3 億円程度の債務超過状態にあった株式会社宝屋（以下、「宝屋」といいます。）の発行済み全株式を無償で譲り受けた上で、宝屋に対して 1 億円を出資しましたが、その後、宝屋に債務超過状態の解消の見込みはないことから、当社の連結会計への悪影響を回避すべく、同年 7 月 17 日、宝屋株式を無償で譲渡して 1 億円の特別損失を計上しました。

当社は、かかる宝屋への出資に関して調査するため、同日、外部調査委員会を設置し、宝屋への出資を承認した当時の取締役である宮田治、篠田博一、海老原幸夫、宮野公作及び江原正人（以下、「元取締役ら」といいます。）の善管注意義務違反の有無等について諮問したところ、平成 19 年 8 月 24 日付けで、元取締役らの善管注意義務違反を認め、元取締役らが相当額の自主返納に応じない場合には、元取締役らへの損害賠償請求の訴えを提起することを相当する旨の調査報告書を受領しました。

その後、調査報告書を踏まえて、当社監査役会及び取締役会において、それぞれ検討を行い、元取締役らに損害相当額の自主返納を求めましたが、元取締役らがこれに応じなかったため、当社は平成 19 年 11 月 16 日に、元取締役らに対して損害賠償（1 億 1407 万円〔出資金及び弁護士費用等の総額〕）を求める民事訴訟を提起いたしました。

(2) 詐害行為取消について

宮田治は、上記の善管注意義務に基づく損害賠償請求を免れる目的で、取締役を退任する日の前々日である平成 19 年 6 月 26 日に、自宅を配偶者である宮田けい子に贈与しました。

そこで、かかる贈与契約を取り消すことについても、併せて訴えを提起いたしました。

2. 判決のあった裁判所及び年月日

さいたま地方裁判所 平成 22 年 3 月 26 日

3. 判決の内容

- (1) 被告宮田治、被告篠田博一、被告海老原幸夫、被告宮野公作及び被告江原正人は、原告に対し、連帯して、1 億 0750 万円及びこれに対する平成 19 年 12 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告宮田治と被告宮田けい子が上記 1.(2)記載の土地建物についてした平成 19 年 6 月 26 日付け贈与契約を取り消す。
- (3) 被告宮田けい子は、上記 1.(2)記載の土地について、さいたま地方法務局上尾出張所平成 19 年 6 月 26 日受付第 15845 号の持分全部移転登記及び同目録記載の建物について、同法務局同出張所同日受付第 15846 号の所有権移転登記の各抹消登記手続をせよ。
- (4) 原告の被告宮田治、被告篠田博一、被告海老原幸夫、被告宮野公作及び被告江原正人に対するその余の請求をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、原告と被告宮田けい子を除く被告らとの間では、原告に生じた費用の 10 分の 9 を同被告らの負担とし、その余を各自の負担とし、原告と被告宮田けい子との間では、原告に生じた費用の 20 分の 1 を同被告の負担とし、その余を各自の負担とする。
- (6) この判決は、上記(1)に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

本件による当社の業績予想に及ぼす影響につきましては、現時点では未定であり、今後開示が必要な事項が判明した場合には、直ちにお知らせいたします。

以 上